

## 米国によるベネズエラ政府およびベネズエラ国営石油会社 (PdVSA) に対する制裁

こちらは、英文記事「[United States Sanctions on the Government of Venezuela and Petroleos de Venezuela, S.A. \(PdVSA\)](#)」(2019年9月)の和訳です。

### 背景

2019年8月5日、トランプ大統領が[大統領令 \(EO\) 13884](#) を発令したことを受けて、米政権はベネズエラ政府に対する制裁プログラムを強化しました。大統領令 13884 は、原則としてベネズエラ政府が米国内に保有するあらゆる資産を凍結し、US Person (米国人。個人および団体の両方) がベネズエラ政府との取引に関与することを一切禁止しています。ただし、同日付けで、US Person に直接適用される General License (一般ライセンス) が以下を含めて複数発行されています。

- (a) 「General License 28」では、US Person に対し、ベネズエラ政府が関与する業務、契約、その他協定について2019年9月4日までに徐々に終了することを許可しました。これらの制裁対象とされる「ベネズエラ政府」の範疇には、ベネズエラのあらゆる政府関係機関のほか、ベネズエラ政府または PdVSA などの国営会社が直接または間接的に所有または管理する事業体すべてが含まれます。
- (b) 「General License 30」では、US Person に対し、(a) ベネズエラへの直接または間接的な希釈剤の輸出または再輸出に関連している場合、あるいは (b) その他の点で禁止されている場合を除き、ベネズエラの港または空港の運営または使用に通常付随する、ベネズエラ政府が関与する取引および活動を行うことをすべて許可しています。

[大統領令 13850](#) の制裁規定に加え、大統領令 13884 では、特にベネズエラの石油産業部門と PdVSA が制裁対象に含まれました。大統領令 13850 は引き続き有効です。

### PdVSA またはベネズエラの石油産業部門との取引

米国財務省外国資産管理局 (OFAC) からの事前許可がない場合、すべての US Person は、

PdVSA または PdVSA が直接または間接的に 50%以上の資本関係を持つ関連会社と取引することを、引き続き一切禁止されます。さらに、Non-US Person（米国人以外。個人および団体の両方）は、改訂された[大統領令 13850](#) に基づき、ベネズエラ経済の石油産業部門で活動する場合のほか、PdVSA に対し、あるいは PdVSA を援助するために、PdVSA に希釈液の輸出または再輸出を行うなど、実質的に支援または後援したり、財政的、物質的、技術的支援を提供したり、物品またはサービス提供したりした場合、SDN リストに指定されるおそれがあります。

### US Person および Non-US Person に対する制裁の可能性

ベネズエラまたはベネズエラの業者と取引を行う US Person の法的地位は、不明確な状態の Non-US Person の法的地位と比べ明確です。ベネズエラに対する米国の政策は不透明で、動きが速く、変更される可能性があり、米政権からの事前の警告がほとんど、または全くないまま新たな措置や制裁が導入されるという重大なリスクが存在します。

しかし、米政権は、ホワイトハウスの上級顧問たちによるツイートや、国務省や米財務省の発表を通じた従来型の通知方法など、様々なメディアを通じて米国のベネズエラに対する制裁体制の拡大について明らかにしています。制裁体制の拡大により、Non-US Person は、(EO 13850 および EO 13884 で広く定義された) ベネズエラ政府に物質的支援を提供した場合、制裁を課されるリスクが高まる可能性があります。

Non-US Person に対し、いわゆる二次制裁が課されることになると、Non-US Person は OFAC の制裁対象者 (SDN) リストに追加される可能性があります。その場合、Non-US Person は米ドル通貨および米国の銀行システムを使用できなくなるおそれがあります。SDN リスト掲載者の貿易相手国および取引先企業は、取引関係の継続が難しいと判断する可能性があります。契約書には、契約相方が制裁を課される可能性があったり、課されるであろう場合に、当事者を契約上の義務から解放する Sanction Clause (制裁に関する条項) が含まれている場合があり、契約を履行できない場合には契約上の罰則が発生する可能性があります。

過去の慣行を考慮すると、US Person に対する猶予期間が終了する 9 月 4 日以降、米国当局は、(PdVSA を含む) ベネズエラ政府への物質的支援を提供しているとされる Non-US Person を一層注視する可能性が高いと思われます。したがって、メンバーは、ベネズエラの業者、特にベネズエラの石油産業部門や 2019 年 1 月 28 日に OFAC によって SDN リストに指定された PdVSA が関与する活動に従事する場合はくれぐれもご注意ください。

### 対ベネズエラ制裁が P&I カバーに与える影響

大統領令 13850 および 13884 は、(US Person に限らず) 特定の状況下のあらゆる個人または団体を制裁の対象とすることを許可しています。例として、大統領令 13850 のセクション 1 (a) (iii) は、大統領令 13850 に従って (PdVSA を含む) 資産および資産に係る利益を凍結されて

いる者一切に対し、あるいは彼らを援助するために物質的支援やサービスを提供するすべての者に制裁を課すことを許可しています。メンバーがいずれかの大統領令に基づき、SDN リストに指定された場合、船主の資産が大統領令に従い凍結されることになります。

このような状況では、OFAC が P&I カバーの継続的提供を物質的支援および SDN リストに指定された船主を援助するサービスの両方に相当すると見なす可能性があるため、当該カバーを提供するクラブは米国の制裁に違反するおそれがあります。

メンバーは、違法な取引や封鎖破りに起因するクレームは、クラブカバーやプール対象から除外されることにご注意ください。また、クラブではクラブルールに基づき、制裁の賦課に起因してメンバーに P&I 保険を提供することが違法となる期間にわたり、てん補を終了または一時停止することができます。さらに、通常、クラブでは、制裁違反を理由に米国が指定した船舶または船主に保険を提供することができませんのでご注意ください。

さらに、ベネズエラ関連のグループプールの保有分（現在1億ドル）を超えるクレームに関しては、クラブがグループ超過再保険契約に基づいて完全に回収できる可能性は低いと考えられます。なぜなら、再保険プログラムの参加者の多数が米国の一次制裁の対象となっており、プールの保有分を超過する支払いは違法となるためです。そのような回収不足分は、数百万ドルに達する可能性があり、制裁の結果として支払い不能になったことに起因して発生した不足分については、国際 P&I グループのルールに基づき、メンバーの負担になることとなります。

#### **ベネズエラへのディーゼル貨物や灯油貨物は制裁の対象外ですか？**

米政権は、ベネズエラへのディーゼル輸送や灯油輸送を制裁の対象外とするかについて、正式には決定していません。したがって、ディーゼルや灯油貨物の運送は、制裁を課されるおそれがあります。米当局は、状況に応じてディーゼルや灯油の輸送を事前許可する可能性があります。これについては当局が個別に検討を行うことが考えられます。よって、メンバーがディーゼルや灯油貨物を扱う場合は、細心の注意を払って行動することをお勧めします。

OFAC が追加で FAQ（よくある質問）を公表し、制裁対象となる可能性があるベネズエラとの取引に従事することを選択した Non-US Person に生じる影響について、より明確なガイダンスを提供する可能性があります。なお、OFAC から新たなガイダンスを入手できるようになるまでは、メンバーは引き続き適切なデューデリジェンスを実行し、ベネズエラの石油産業部門と接点を持つ航海を計画する際は注意を払うことをお勧めします。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Lars Lislegard-Bækken](#)、[Tore Svinøy](#)、[Ingvild Høgenes Nilsen](#)、または[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

**GARD AS**



Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。